

## 京都メカニズム（CDM、JI、排出量取引）の実施に係る 支援メニュー（平成15年度施策）

環境省地球環境局地球温暖化対策課

### 目 的

京都議定書においては、他国における削減対策等による排出削減量・吸収量や他国の割当量を自国の目標達成に活用できる柔軟性措置として、京都メカニズム（クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)、排出量取引）の活用を認めている。

CDM/JIについては、プロジェクト実施を通じて、途上国・市場経済移行国に対し、我が国の石油代替エネルギーや省エネルギーに関する技術・ノウハウが移転されること等から、国際貢献としての期待も大きい。

また、市場メカニズムを活用して費用対効果の高い方法で温室効果ガスの排出削減を行う手段として、排出量取引に関する手法の検討が必要である。

そこで、我が国としての京都メカニズムの取組を総合的に推進させるべく、下記の各種事業を実施する。

### 主な事業項目

#### 1．CDM/JI事業案件の発掘

##### 京都メカニズム相談支援事業

（一般会計 1億円の内数）（新規）

京都メカニズムに関する専門家の協力を得て、京都メカニズムに関する一般的な情報を整理するとともに、我が国の事業者が有する技術・資金（シーズ）と結びつくようなホスト国の事業ニーズ、ホスト国内での受入に関する制度内容（受入窓口情報を含む）等について、ホスト国に

調査に赴き、情報を収集する。さらに、これらの情報について事業者に広く提供し、事業化に向けた相談に応じる。

### CDM/JI 事業調査

(一般・特別会計 5.5億円) (継続)

温室効果ガスの排出抑制・吸収を図る海外事業(廃棄物・バイオマス関係、植林関係が中心)のアイデアについて、募集・採択し、CDM/JI事業としての実現可能性の調査(フィービリティ・スタディ)を行わせる。採択された事業者は、現地調査を行った上、排出削減見込量等を試算し、プロジェクト設計書案を作成する。

これにより、事業案件の発掘に努めるとともに、事業者がCDM/JIを実施する際の技術的な手法(ベースラインの設定・モニタリングの方法等)をマニュアルとして整理するものとする。なお、調査案件の募集・採択・監理は、(財)地球環境センターが行う。

4月16日に公募を開始。詳細は資料11参照

## 2 . CDM/JI事業の立ち上げ支援

### CDM/JI 設備補助事業

(特別会計 3億円) (新規)

CDM/JI事業調査の結果等により、実現可能性や費用対効果が高いと認められるプロジェクトについて、CDM/JI事業として実施するための設備のうち、排出削減のために不可欠となる追加的設備(例:廃棄物の燃料化設備、風力発電設備)の導入に要する費用の一部を補助することにより、CDM/JI事業の実現を支援する(補助先:CDM/JI事業実施者 補助率:1/3)。

### 京都メカニズム活用ファンド設立

(財政投融资) (新規)

民間資金を中心としてカーボンファンドが設立され、費用効果的に排出削減クレジットを獲得するための一つの手法として有効。これを促すため、政府系金融機関から一部出資することを検討(一部、今年度の財政投融资制度によって手当済)。

### 3 . CDM/JIのインフラ整備

#### CDM認証モデル事業

(特別会計 1億円)(継続)

上記のCDM/JI事業調査案件を主たる対象にして、CDM事業の有効化審査及び検証業務を、公募により採択された審査機関にモデル的に行わせる。これにより、我が国審査機関がCDMに係る運営組織(OE)に指定されるための経験を蓄積するとともに、認証に係る手法の確立に資するものとする。また、CDM事業を実施する事業者の認証に係る費用負担を軽減し、事業の立ち上げにも資する。なお、審査機関の募集・採択・監理は、(財)地球環境センターが行う。

#### 国別登録簿整備事業

(一般会計 1億円の内数)(継続)

CDM/JIのクレジットや排出枠の獲得、移転を追跡・記録するための国別登録簿(national registry)について、経済産業省と共同で調査検討し、整備・運営する。今年度は、昨年度構築した登録簿を維持管理するとともに、国際的なクレジット移転が可能となるようなシステムの構築を進める。

### 4 . CDM/JIのホスト国キャパシティビルディング

#### CDM/JIに関する途上国等人材等育成支援事業

(特別会計 2.1億円)(新規)

CDM/JI事業の主要受入国の担当者を対象とし、受入国のニーズに応じて、CDM/JIに関するワークショップの開催、専門家の派遣、研修員の受入等を行い、CDM/JIの基礎知識から専門技術まで幅広く知見を提供し、CDM/JI受入に係る制度構築、実施計画の策定を支援する。

## 5．排出量取引に関する研究調査

### 自主的な排出量取引試行事業

(特別会計 3億円)(新規)

企業の自主的な参加を募り、年度前半は検討会を開催し、排出量取引に関わる各種検討を行う。さらに、年度後半には、参加企業は自主削減目標を設定した上で、排出量の算定を行うとともに、第三者検証を受ける。さらに、発生したクレジットを登録簿上に記録し、試行的な排出量取引を実施する(ただし金銭の授受は伴わない)。これらの試行実験の成果は、2005年以降の温暖化対策の議論の参考資料として提供する。

4月中に公募を開始予定。詳細は資料12参照

### 事業者向け温室効果ガス排出量算定・検証マニュアルの作成

(一般会計 9百万円)(継続)

企業が自主的に温室効果ガス排出量・削減量を算定する際の標準的な方法及び第三者検証機関が検証を行う際の標準的な方法について、国際的な検討状況も踏まえて研究し、その成果をガイドラインとして公表する。このガイドラインは、企業が自主的に温室効果ガスを把握する際の参考として活用されることを期待するが、さらに、上記排出量取引試行事業においても試験的に用いることとする。

# CDM / JI 事業の流れと支援メニュー

